

## 学位論文内容の要旨

学位論文題目名 中国における消費者保護法制度研究  
一日中比較を兼ねて

報告者氏名 YANG QIN (楊 琴)

消費者問題は、われわれの当面する現代的な課題である。世界各国における市場経済の発展の歴史から観察すれば、消費者問題は市場経済の発展に伴って発生し、深刻化してきたといえる。特に市場経済発展の初期段階において、消費者被害は世界各国の経済発展に見られる普遍的な現象である。中国市場経済の発展は初期段階にあるので、消費者問題の深刻化は回避できない問題になっている。

さらに、消費者は現代社会において最も普遍的な主体であり、それゆえに消費者の利益は最も普遍的な利益要求であるから、法律と社会全体は、消費者に対して特別な关心を払う必要がある。

ところで、日中の経済の発展には、消費者問題の発生にはさまざまな共通点がある。戦後の日本経済は崩壊寸前の状態からスタートし、戦時経済から復興を経て経済発展の初期には消費者問題も今と違う意味で深刻であったが、これは中国改革開放後の経済発展、消費者問題の発生ともきわめて類似している。中国は社会主义市場経済制度を導入したが、経済の発展や消費者問題の発生に対する規律は資本主義市場経済と同じである。一方、数十年にわたって消費者問題を解決するために、日本はすでに一応の法制度を築きあげたので、日本の消費者法制は中国消費者保護法制の整備に対しきわめて参考になるだろう。その上、経済のグローバル化に伴い急速に各国経済が相互依存関係を深めつつある中で、日中市場に多くの企業が相互に進出するとともに、製品が相互に輸出入されており、両国の消費者にとって商品の選択肢が飛躍的に拡大すると同時に、企業と消費者の紛争も急速に増大してくる。したがって、日本でも、中国における消費者保護法制を研究し、理解を深める必要があろう。

なお、中国政府の立法計画によって、近い将来、消費者保護に関する法は大幅に改正されそうである。これを契機として、中国消費者保護法制度は次の時代・新しい世紀に向かうことであろう。本研究が中国消費者保護法制度の未来への一助となり、日中貿易取引促進にも資することを期待している。

消費者保護に関する法制度は1つの非常に複雑かつ広範な法システムであり、公法・私法など多くの領域に関連している。本研究では、広範かつ複雑な中国の消費者保護法制について、どのように整理・分類し、体系化を行うのか、どのように旧法を改正、または新法を制定し、日本の経験を参照しつつ、全方位、各方面から中国の消費者保護法体系を体系的に捉え返し、そしてそれを通じて逆に、中国がいかなる独特の法習慣を持っているのかを考えることが、今後の中国消費者保護法整備の重要な内容であると考える。したがつ

て、中国の消費者保護法制度について本研究では、主として日本弁護士連合会編『消費者法講義』(日本評論社、2007年)、後藤巻則等著『アクセス消費者法』(日本評論社、2005年)、大村敦志『消費者法』(有斐閣、2007年)など日本消費者法に関する研究・概説書と、中国の許思奇『中日消費者保護制度比較研究』(遼寧大学出版社、1992年)などの研究成果を踏まえつつ、中国消費者保護法制の生成と、そこにおける政府施策の関係、現行消費者保護法体系の内容・特徴・欠点、消費者問題深刻化の背景や原因などを深く分析し、その際、中国で近年発生している消費者紛争の事案を挙げて解説する。さらに、日本と中国の消費者法を素材にして行われている、理論的、実証的、比較法的検討をふまえながら、日本の消費者基本法に相当する中国の『消費者権益保護法』から製造物責任制度、食品安全制度に至るまで、中国の消費者利益を保護するための現行法制度に関する総合研究をまとめようとするものである。

本研究は、6章から構成される。序章は課題提起、先行研究の概要および本論文の構成と研究方法などについて示されている。第1章「中国の社会変遷と消費者保護法」は消費者保護法制を総論的にまとめるものである。第2章から第4章まで各論として、中国消費者保護法制を、基本法、製造物責任法制度、食品安全法制度の3つのグループに分け、この分類に応じて、各グループの中における代表的な法——日本にある基本的な法律のほぼ全部が中国でも制定されたが——消費者権益保護法(1993年)、製品品質法(1993年、2000年改正)、食品安全法(2009年)、農産品安全法(2006年)などの消費者との関連が緊密な法律を紹介・考察し、中国消費者保護に関する現行法制度の全体像を検討した。終章では本研究の総括として、中国消費者保護法制の形成過程と役割を回顧し、政府経済成長至上主義により消費者権利の保護に対する重視不足、関連する行政機構の縦割りによる施策の不統一で法の実効性を弱くするという課題を再提起・再議論し、それによって中国消費者問題を解決する糸口は、消費者の権利を憲法上の人権として位置づけるべきであることと消費者保護法制の実効性確保に向けた各方面的協力の強化が求められていることを本研究の主要観点とする。

本研究は、中国1949年に建国して以来現在までの60年あまりにわたる社会変遷と政府の消費者施策の変化にしたがって、消費者問題が発生して消費者保護法を生成することをまとめて、これを、ふまえて各関連法の間の機能と作用の構造に対する分析および考察を通して、その有効な分業、調整、協力などを検証することで、日本法との比較から今後の効果的な中国の消費者保護法制度の在り方を探求するものである。さらに中国における食品安全法制度の内容や問題点について、具体的に実務事例を挙げながら検討する。これらの考察は新しい法律制度に属するため、中国でも、また、中国との間で大量に輸出入取引関係をもつ日本でも、あまり見られないものである。

ただし、中国消費者保護にあって欠如している電子商取引、住宅、医療サービスなどの領域の消費者問題に対して、日本の経験を参考としつつ、中国に適用できる法制度を探求したかったが、時間と能力の制限のために、いまだ手つかずのままである。したがって、これらの領域については、今後、「中国IT社会展開の諸問題——電子商取引における消費者保護を端緒として——」(東アジア研究科の研究員の研究テーマ)で今後の研究課題とし

て継続的に研究してみたい。

本研究の一部成果は、査読論文として、「中国の社会変遷と消費者法の変革」は 2008 年 10 月 17～18 日に日本財団法人山口大学教育研究後援財団の助成によって参加した中国政法大学主催の「社会変型与法律変革国際会議」で発表した後に『社会変型与法律変革国際会議論文集中国政法大学出版社 2009 年 12 月、「民法原則に関する考察」『貴州工業大学学報』2008 年 3 期、「中日電子商取引発展現状における比較研究」『貴州大学学報』2008 年 5 期、「中国六十年：消費者保護法の形成」『貴州大学学報』2009 年 6 期、「中日電子商取引消費者保護法体系における比較研究」『貴州社会科学』2009 年 11 期、「P L 法についての、若干の比較研究——製品品質法（2000 年修正・中国）を基礎とする一つの分析」『東アジア経済研究』第 8 号に掲載された。

その中に国際会議交流論文として、「中国の社会変遷と消費者法の変革」は 2008 年 10 月 17～18 日に中国政法大学主催の「社会変型与法律変革国際会議」、「中日電子商取引消費者保護法体系における比較研究」は 2008 年 11 月 29～30 日に中国汕頭大学・中国中央电视台 経済と法番組・アジア太平洋法協会・広東省法学会法学教育研究会共催の「アジア太平洋法学教育論壇」、「日本産地表示について商標法規定」は 2009 年 1 月 1～2 日に中国知的所有権保護委員会主催の「中国知的所有権保護学術論壇」、「Consumer Protection Law in China: A 60-year Review」は 2009 年 7 月 2～5 日に日本・山口で The Asian Consumer and Family Economics Association (ACFEA) 主催の「ABOUT ACFEA BIENNIAL CONFERENCE」で公表・ポスター報告した。本論考は、これらの研究を集大成して世に問おうとするものである。